

ご申請者各位

畜舎建築利用計画に変更が生じた場合の手続きについて

●畜舎建築利用計画に変更が生じた場合の手続きについて

畜舎建築利用計画に変更が生じた場合、地域により手続きが異なることがあります。まず施工地を管轄する都道府県までご相談いただき、技術的審査について弊社へ依頼をすることとなった場合、ご連絡いただくようお願いいたします。

* 技術基準の変更がない場合や、変更が軽微である場合は、都道府県への届出等で手続きが終了する場合があります。

* 認定を受けた畜舎建築利用計画の変更のうち、新たに別棟を増築する場合については、変更認定申請でなく、新たな認定申請として手続きを行うことが定められている場合があります。

●変更認定に係る技術基準等審査の提出書類について

変更認定に係る技術基準等審査を弊社で行う場合、申請時に必要な書類は下表の通りです。

(別棟増築を新たな認定で手続きする場合は、①③の書類について初回認定用の手続き書類を用意いただくほかは、下記変更認定と同じ書類が必要になります)

提出必要部数は【 】参照

提出書類		備考
①	畜舎建築利用計画の変更認定に係る技術基準等審査依頼書 【1部★】	ERI 様式第 5 号 (日本 ERI に対する技術基準等審査の依頼書類)
②	委任状又はその写し 【1部★】	代理者による申請の場合に必要です。 日本 ERI に対する技術基準等審査依頼手続き等の委任状を作成して提出してください。
③	畜舎建築利用計画の変更認定申請書 【2部☆】	法定様式 (都道府県へ提出する申請書) 弊社が行う技術基準等審査において、申請書の一部を審査対象とするため、ご提出が必要です。
④	弊社に対する直前の技術基準等審査及び都道府県に対する直前の認定申請に関する図書・書類 【2部☆】	・弊社より交付した適合証の写し
		・都道府県より交付された認定通知書の写し
⑤	変更に係る図書・書類 【2部☆】	・直前の認定申請時に提出した認定申請書の写し
		・直前の技術基準等審査適合証交付より 2 年以上経過している場合は、原則として、以下⑤に加え、直前の技術基準等審査時に提出した図書・書類 (構造計算書を除く) の写しの添付が必要です。
⑥	既存不適格調書 【2部☆】	技術基準等審査に関する変更部分について、変更前の図に変更箇所及び変更内容をコメント明記し、変更後の図を添付して提出してください。 工事完了後の畜舎利用計画の変更を行う場合は、既存認定畜舎等について既存不適格調書を作成し提出してください。 * 既存畜舎等の平面図及び配置図も要添付

★控えの返却をご希望される場合は2部ご提出ください。

☆都道府県の指導により3部提出を希望される場合は、提出先支店まで事前にご相談ください。

●電子データによる申請について

弊社で行う技術基準等審査手続きについては電子データによる申請の取扱いはありません。

以上